

京都大学原子炉実験所の名義及びロゴマークに関する要項

[平成22年2月1日 所長裁定制定]

(趣旨)

第1条 この要項は、京都大学原子炉実験所(以下「本実験所」という。)の名義及びロゴマークに関し必要な事項を定めるものとする。

(名義)

第2条 本実験所の名義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 京都大学原子炉実験所
- (2) 京大原子炉
- (3) 京大炉
- (4) Kyoto University Research Reactor Institute
- (5) Research Reactor Institute, Kyoto University
- (6) KURRI

(ロゴマーク)

第3条 本実験所のロゴマークの形状及び色彩は、別図のとおりとする。

(使用に関する総括)

第4条 本実験所の名義及びロゴマーク(以下「名義等」という。)の使用に関しては、学術情報本部長が総括する。

(名義等の使用)

第5条 本実験所の職員は、職務に関連して、本実験所の名義等を使用することができる。

2 前項に定めるもののほか、本実験所の職員は、次の各号に掲げるものに本実験所の名義を使用することができる。

- (1) 本実験所が主催若しくは共催又は後援するシンポジウム及び講演会その他の行事に関するもの
- (2) 前号の行事に係る図書の刊行等学術事業に関するもの

第6条 前条に定めるもののほか、学術情報本部長が適当と認める団体等は、その指定されたものに本実験所の名義等を使用することができる。

(名義等の使用許可)

第7条 次の各号に該当する場合は、学術情報本部長に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本実験所の名義等を使用することができる。

(1) 前2条に定める者が同条に定めるもの以外のものに本実験所の名義等を使用する場合

(2) 前2条に定める者以外の者が本実験所の名義等を使用する場合

第8条 本実験所の名義等は、営利目的に使用してはならない。

第9条 第5条から第7条までの規定により、本実験所の名義等の使用を認められた者（以下「使用者」という。）以外の者は、本実験所の名義等を使用してはならない。

（遵守事項）

第10条 使用者は、この要項及び別に定める使用上の諸規定を遵守しなければならない。

（使用の取消等）

第11条 学術情報本部長は、使用者が前条の規定に違反したと認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 使用者以外の者が本実験所の名義等を使用した場合は、学術情報本部長は、当該使用を中止させるものとする。

3 前2項の規定により、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことにより損害が生じることがあっても、本実験所はその責を負わない。

（事務）

第12条 本実験所の名義等の使用に関する事務は、学術情報本部メディア管理室において処理する。

附 則

この要項は、平成22年2月1日から実施する。